

# 令和 7 年度建設 ICT 活用工事実例講演会運営業務仕様書

## 1 講演会概要

建設 ICT 建機等の導入活用の促進を図るため、「佐賀県建設業 DX 加速化事業補助金」の補助事業者で、「佐賀県 ICT 活用工事」の施工を行った建設業者による、県内建設業者を対象とした、ICT 活用工事の実例及び効果の講演を行う。

## 2 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 30 日までとする。

なお、講演会は令和 8 年 3 月 20 日までに行うこととし、実施日時については、県と協議の上決定すること。

## 3 委託内容

- ・会場及び発表者控室の確保

（佐賀市近辺ホテル・イベントホール等、300 人収容規模、お茶等提供あり、駐車場あり）

- ・講演会次第（スケジュール）の作成

（開催時間 2 時間程度（講演 30 分×3 社+進行時間）を想定）

- ・県が選定する発表業者候補に対する講演交渉
- ・発表業者との講演内容調整
- ・講演会の準備、運営全般（司会進行、参加者受付、配布資料作成、備品等準備含む）
- ・周知用チラシの作成（校正については県の承認要）
- ・講演会のリアルタイム WEB 配信及び、見逃し配信（1 週間）
- ・参加者数、配信閲覧者数（ピーク時及び累計）の集計
- ・参加者へのアンケート実施及び結果集計
- ・配信画像、配布資料データの納品

## 4 経費について

発表業者（3 社）への講演料を含め、講演会運営に係る費用は全て受託者の負担とする。

## 5 納品物

納品物は下記のとおりとする。

- ・講演会参加者数、配信閲覧者数（リアルタイム配信、見逃し配信毎）の集計結果
- ・参加者アンケートの集計結果
- ・配信画像（DVD）

- ・周知用チラシ、参加業者名簿、配布資料データ（WORD,PDF等）

## 5 委託料の支払い

完了払い

## 6 留意事項

- ・事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本事業において、周知用チラシ、講演会資料等を作成する場合は、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。また、納品物が第三者の著作権等を侵害しているとして紛争が生じた場合には、当該侵害が県の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担においてこれを解決すること。
- ・本事業において作成される納品物及びアンケート結果（ローデータを含む。）の著作権は、県に帰属する。ただし、受託者又は講演業者が従前より保有する著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県は、本事業の目的のための使用及び自己利用するために必要な範囲での複製、翻案する権利を有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- ・受託者及び講演業者は県に対し、本件納品物に関して、著作者人格権を行使しないこと。
- ・委託業務の内容及び本仕様書に定めのない事項については、県と受託者とで協議を行い、決定する。